

## 物品売買単価契約書

SAGA2024実行委員会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、物品売買単価契約を次の条項により締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 品名、品質（種類、形状、規格等） 別紙仕様書のとおり

(2) 契約単価

品名	単位	単価（円）	数量・納入場所等
佐賀県内産飲料水 500ml ペットボトル（常温）	本	円 （うち消費税及び地方 消費税相当額 円）	別紙のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から

令和 年 月 日まで

(4) 納入場所 別紙「水購入見込一覧」のとおり

(5) 契約保証金 一金 円也

（納入期限）

第2条 乙は、第1条第3号の契約期間中甲の発注する数量の物品をその都度指定する期日までに、納入するものとする。

（納入の終了の通知）

第3条 乙は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第4条 甲は、前条の納品書を受領したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、検査をするものとする。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合においては、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

- 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 納入された現品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

(代金の支払時期)

第7条 甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(契約の変更)

第8条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により市場価格に著しい変動を生じ、そのため契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

- 2 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により甲の指定する期日までに甲の発注する数量の物品の全部又は一部を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、その期日の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、甲は必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。
- 4 前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(納入遅延に対する遅延利息)

第9条 乙がその責めに帰すべき理由により甲の指定する期日までに甲の発注する数量の物品の全部又は一部を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、甲の指定する期日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、代金額から甲が既に受領した部分に相応する代金額を控除した額(その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨

てる。) に対して年 2.5 パーセントの割合で計算した額 (その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。) とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第 10 条 甲がその責めに帰すべき理由により第 7 条に規定する期間内に代金の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未払代金の額に対して年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) 第 3 条の 4 第 1 項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 甲の指定する期日までに甲の発注する数量の物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前 2 号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号に該当する者であることが判明したとき、又は次の各号のいずれかに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲が既に受領した部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分に相応する代金額を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第14条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 佐賀市城内一丁目1番59号  
SAGA2024実行委員会  
会長 山口 祥義

乙：